



沖縄労働局発表
平成28年9月1日

担当	沖縄労働局労働基準部 労働基準部長 大嶋 直樹 賃金室長 並里 智浩 電話：098-868-3421
----	---

平成28年度沖縄県最低賃金時間額【714円】は 平成28年10月1日（土）に発効

沖縄県最低賃金（地域別最低賃金）の改正については、本年7月4日、沖縄労働局長（待鳥 浩二）から沖縄地方最低賃金審議会（会長 宮國 英男）に対し諮問を行い、同審議会は、審議の結果、8月4日、現行の最低賃金の時間額693円を21円引き上げ（引上率3.03%）、714円に改正することが適当である旨の答申を行った。これを受けて沖縄労働局長は、異議申出手続き等の処理を経て、8月22日に沖縄県最低賃金の改正を決定しました。官報公示は、本で行われ、平成28年10月1日（土）から効力を発する。

- 1 沖縄県最低賃金は、沖縄県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢等の区別なく適用され、同最低賃金以上の賃金を支払わない使用者は最低賃金法第4条違反として罰則の対象となる。（精皆勤手当、通勤手当及び家族手当等は、最低賃金に算入されません。）
- 2 沖縄労働局では、平成28年度改正最低賃金の周知広報を図るために、9月30日（金）（県庁前広場）、10月21日（金）（沖縄県産業まつり会場）に街頭キャンペーン等を行うことを予定している。
- 3 最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業を支援する事業として、さまざまな経営・労務管理に関する課題に対して、ワン・ストップで無料相談に応じる「沖縄県最低賃金総合相談支援センター」（電話0120-420-780）を設けており、職場の業務効率化（改善）に要する費用の補助事業「業務改善助成金」については、拡充が図られている。（沖縄労働局雇用環境・均等室 電話098-868-4403）

沖縄県 最低賃金

時間額

714

↑
21円
UP
円

平成28年10月1日から

守っている？ 守られている？
雇う上でも、働く上でも、
最低限の
ルールなんです!!

最低賃金、

しっかり

チェックウーッ!!

必ずチェック! 最低賃金 使用者も、労働者も。

最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saitetchingin.info>

パソコンでも最低賃金がチェックできます!

WEBでチェック!

最低賃金制度

検索



最低賃金に関するお問い合わせは沖縄労働局または最寄りの労働基準監督署へ

沖縄労働局ホームページアドレス
<http://okinawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>



業務改善助成金の拡充のご案内

業務改善助成金は中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

制度が次のように拡充されます。

※平成28年度第二次補正予算等に基づく措置

制度の拡充 I

事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
30円以上	$7/10$ (※1) (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は $3/4$ (※1))	50万円	事業場内最低賃金が750円未満の事業場
40円以上	(※1)生産性要件を満たした場合には $3/4$ ($4/5$)	70万円	事業場内最低賃金が800円未満の事業場
60円以上	$1/2$ (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は $3/4$)	100万円	事業場内最低賃金が1000円未満の事業場

<ご注意いただきたい事項>

- ① 過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。
- ② 「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も助成対象となります。

ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

※ 賃金引上げを地域別最低賃金の発効日以後に行う場合は、改定後の地域別最低賃金額を上回る事業場内最低賃金を基礎として、上の表に定められた額以上の引上げを行う必要があります。

※ 助成金の支給は第二次補正予算成立が条件となりますが、申請は第二次補正予算成立前であっても可能です。

お問い合わせ先

全国47都道府県に設置している「最低賃金総合相談支援センター」に、お気軽にお問い合わせ下さい。

■ 沖縄県最低賃金総合相談支援センター TEL:0120-420-780

申請先

業務改善助成金の申請・支給の窓口は、都道府県労働局です。
申請する事業場が所在する地域の労働局にお尋ねください。

【担当部署】 沖縄労働局雇用環境・均等室 TEL : 098-868-4403

制度の拡充Ⅱ

さらに大幅な事業場内最低賃金の引上げを行う事業場に対する助成措置として、以下のコースも新設します。

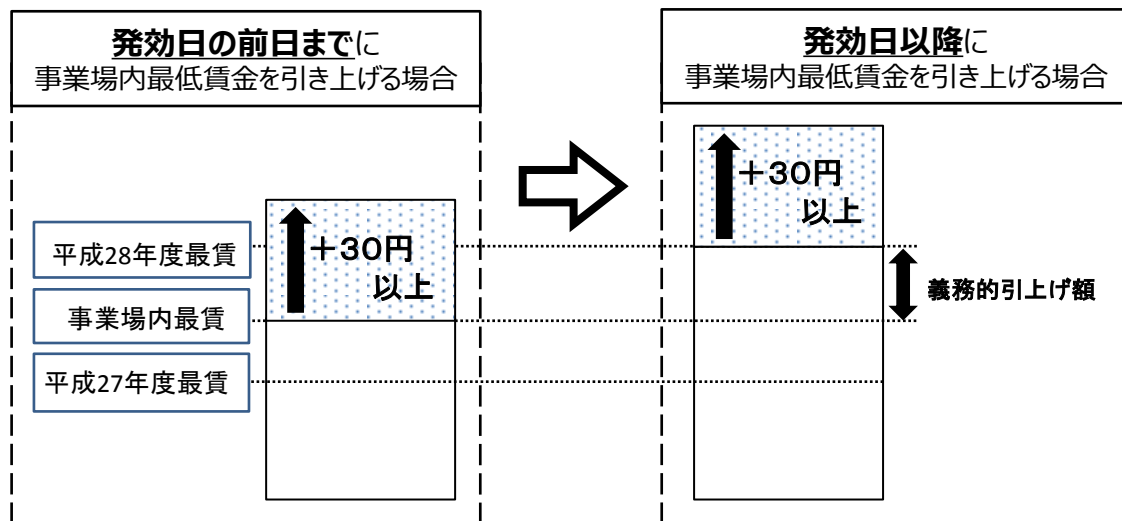
事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
90円以上	7/10 ^(※1) (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4 ^(※1))	150万円	事業場内最低賃金が800円以上1000円未満の事業場
120円以上	(※1)生産性要件を満たした場合には3/4(4/5)	200万円	

※「制度の拡充Ⅰ」の の<ご留意いただきたい事項>については「制度の拡充Ⅱ」にも同様に適用されます。

支給の要件

- ① 事業場内最低賃金が適用される労働者（雇入れ後6月を経過していること）の賃金を引き上げる計画を作成し、申請後に賃金引上げを行うこと。
※ 引き上げ後の賃金額が、事業場内最低賃金になることが必要です。
- ② 生産性向上のための設備・器具の導入などを行うこと。
※ 単なる経費削減のための経費、職場環境を改善するための経費、パソコン、営業車輛など、社会通念上当然に必要な経費は対象外となります。
- ③ 事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金額を下回る場合は、①の賃金引上げは、その発効日の前日までにすること。
賃金引上げを地域別最低賃金の発効日以後に行う場合は、改定後の地域別最低賃金額を上回る事業場内最低賃金を基礎として、前頁の表及び上の表に定められた額以上の引上げを行うこと。

※発効日は都道府県により異なりますので、ご注意ください。



※ 事業場内最低賃金の引上げ額が30円以上の場合の例。